コーポレート・ガバナンスの状況

当行は、監査等委員会設置会社への移行に伴い更なる監査体制の強化・充実により、コーポレート・ガバナンスの強化を図っております。

取締役会は取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名、及び監査等委員である取締役5名（うち社外取締役4名）の計9名（男性8名、女性1名）で構成され、原則月1回開催し、取締役会の付議基準に基づく重要案件の決定、さらには業務執行状況の監督を行っております。定例的に、取締役会メンバーに対して取締役会の実効性に関するアンケート調査を実施し、分析・評価することで、取締役会のガバナンス機能の一層の向上に努めております。

2021年2月より取締役会の任意の諮問機関として、過半数を社外取締役で構成する指名・報酬委員会を設置し、取締役の指名・報酬等にかかる審議を実施しております。

また、迅速かつ機動的に経営の重要事項を決定し業務を執行するために、執行役員制度を採用しております。

このほか、常勤の取締役（監査等委員である取締役を含む。）及び執行役員で構成する常務会を原則週1回開催し、重要案件の十分な審議、業務執行への適切な対応を行っております。取締役会、常務会ともその機能を十分に発揮するため、機動的、弾力的な開催に努めております。

なお、監査等委員5名中4名は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であり、うち1名は監査機能の強化のため弁護士を選任しております。監査等委員会による活動の実効性を確保するためには、監査等の環境の整備や重要社内会議への出席等による円滑な社内の情報収集、内部監査部門等との緊密な連携及び内部統制システムの日常的な監視が必要と判断し、常勤監査等委員を選定しております。監査等委員は、取締役の業務執行状況を監督して適切な助言・提言を行っているほか、常務会には常勤監査等委員が出席して有効かつ適切な監査が行われるようにしております。

1. 内部統制システムの整備の状況

当行ではコンプライアンス（法令等遵守）を経営の最重要課題のひとつと位置づけ、「内部統制システムに関する基本方針」を定め、内部統制システムに関する基本的な考え方を示すとともに、各種内部管理体制の整備に努めております。

取締役会において「コンプライアンス基本方針」を制定し、その周知徹底を図っております。具体的には、経営部がコンプライアンスに関する情報を一元的に管理するほか、本部及び営業店にコンプライアンス責任者を配置、さらに定期的に法務・コンプライアンス委員会を開催しております。

また、公益通報者保護規程を制定し、不正行為の早期発見と是正によりコンプライアンス経営の強化を図るなど、役職員全員が法令等遵守を行動規範とする企業風土の構築に向けて取り組んでおります。

情報開示につきましては、四半期情報開示等の適時情報開示を行うほか、ディスクロージャー誌及びインターネット・ホームページ等の充実に取り組み、適切かつタイムリーな情報開示に努めております。

2. リスク管理体制の整備の状況

当行は、リスク管理を経営の最重要課題のひとつとして位置づけ、取締役会において「リスク管理の基本方針」を定め、リスク管理の一層の強化・充実に取り組んでおります。

リスク管理体制については、経営部において銀行全体のリスクの統合的管理に努めるとともに、リスク管理の基本方針に則ってリスクを適切に管理する「リスク管理委員会」を設置しております。

3. 子会社の業務の適正を確保するための体制整備の状況

当行の役職員が子会社の非常勤取締役及び非常勤監査役に就任しており、子会社の重要な業務決定に係る手続きについては、適時適切に報告を受けております。

子会社が行うリスク管理上の重要な事項や子会社が策定する経営方針については、関連会社管理規程に基づき、当行主管部（経営部）及び関係部において事前協議を行い、適切に管理・指導を行っております。

子会社の業務執行状況については、半期毎に実施している業務進捗ヒアリングにおいて、当行経営陣出席の下、報告される体制を確保しております。